

「滋賀の福祉人マスター」在籍事業所への助成事業

助成金交付要綱

1 趣旨

この要綱は、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)が「滋賀の福祉」推進事業実施要綱に基づき実施する助成に必要な事項を定めるものとする。

2 目的

本事業は、県社協が開学する「えにしアカデミー」の2年間の課程を修了した者(以下「滋賀の福祉人マスター」という。)を中心とした、えにしアカデミーでの学びを生かした地域および事業所での知識や技術の波及、福祉人材育成等の実践により、県内どの地域においても一定水準以上の質の高い福祉サービスが提供できる「滋賀の福祉」を実現することを目的とする。

3 事業内容・助成対象

えにしアカデミーでの学びを生かし、「滋賀の福祉人マスター」が中心となり行う以下の事業について助成を行う。

- (1) 複合・複雑化した支援ニーズに対応できる福祉の人材育成・確保・定着等のための事業
- (2) 制度や分野を越えた地域課題解決の取組波及に寄与する事業

※「滋賀の福祉人マスター」に法人内での異動等があった場合は、当該年度の助成は異動元の事業所か異動先の事業所のいずれかとする。

4 助成対象経費

3(1)(2)の事業の実施に要する職員手当(実践や指導にかかる手当等)、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費

5 助成対象期間・助成額

(1)助成対象期間

えにしアカデミー修了年度の10月1日～翌々年度の3月31日までの2年6か月とする。

(2)助成金額

えにしアカデミー修了年度 助成上限額:50,000円

翌年度および翌々年度 助成上限額:100,000円/年度

※1事業所あたり、同一年度および複数年にわたり「滋賀の福祉人マスター」を複数輩出しても上限は修了年度は50千円。修了の翌年度および翌々年度は100千円。(下記参照)

参考)

同一年度に2人修了する場合

	1人目	2人目	1事業所あたりの助成される上限金額
A年度助成金額	50千円	50千円	50千円
B年度助成金額	100千円	100千円	100千円
C年度助成金額	100千円	100千円	100千円

※ABCD年度は連続する年度

年度がずれて修了する場合

	1人目	2人目	1事業所あたりの助成される上限金額
A年度助成金額	50千円		50千円
B年度助成金額	100千円	50千円	100千円
C年度助成金額	100千円	100千円	100千円
D年度助成金額		100千円	100千円

※ABCD年度は連続する年度

6 申請方法・期限

助成を受けようとする事業所は、申請書(別記様式第1号)に必要事項を記入のうえ、県社協に提出する。

なお、申請期限は別途、県社協が定める期限とする。

また、助成決定後の計画書(別記様式第1-②、③号)は年度ごとに提出するものとする。

7 助成方法

助成を受ける事業所(以下、「助成事業所」という)は「助成金請求書(様式第2号)」を提出し、県社協が必要と認める場合は概算払いの方法により交付することができるものとする。

8 実績報告

事業所は、毎年度、事業終了後1か月以内、または翌年度4月10日のいずれか早い方までに報告書(別記様式第3号)を県社協会長あて提出する。

なお、事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出についての証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

9 助成の取消および状況報告等について

次の場合は助成を取り消す。

(1)法令違反等があり、滋賀県財務規則に基づき助成の取消が適当と判断された場合。

(2)助成の辞退があった場合

また、県社協は、必要に応じて助成事業所に対し、状況について報告を求め、または調査できる。

10 消費税等仕入れ控除税額が発生する場合の本事業での取り扱い

事業実施にあたり、消費税等仕入れ控除税額が発生する場合は、あらかじめ算出できる場合はそれを減額して申請しなければならない。

あらかじめ算出できない場合は、事業完了後に消費税等仕入れ控除税額を算出し、減額して事業報告しなければならない。

事業報告後に消費税等仕入れ控除が確定した場合は、様式(様式第4号)により控除税額を報告し、その額を返還しなければならない。

11 「滋賀の福祉」実践推進事業所の推奨について

「滋賀の福祉」実践推進事業所推奨事業実施要綱に基づき、えにしアカデミー修了者を輩出し、本事業の助成を受け、継続して福祉の実践が見込まれる場合は、県知事および県社協会長は当該事業所を推奨する。

付則 この要綱は、令和5年10月1日から施行し、令和5年度から適用する。

付則 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度から適用する。